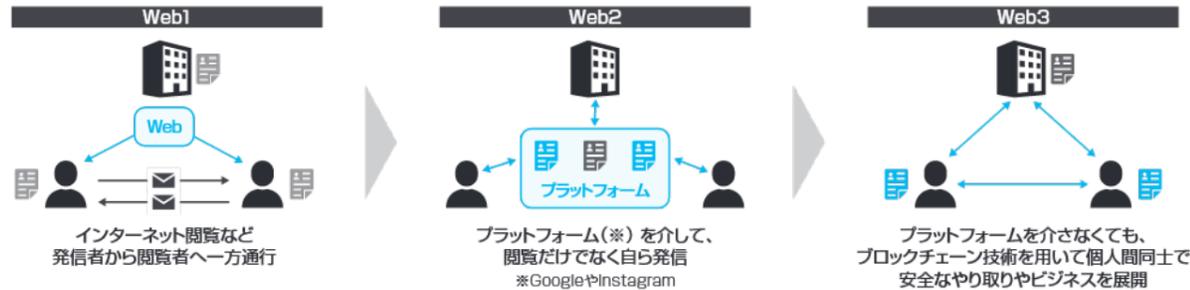


●●● Web3ってなに? ●●●

○ Web3ってなに?

近年、世界で広まっている「Web3(ウェブスリー)」という言葉を知っていますか?
Web3とはブロックチェーン技術を活用した新しいインターネットの概念です。Web3の登場によって、これまでのインターネットの転換期が下記のように区分けされました。



○ Web3によって変わる、これからのビジネス

Web2までの時代は、インターネットによるビジネスをするには、運営をしている会社(プラットフォーム)に自分や会社の情報を登録して行わざるを得なく、GAFAMをはじめとする巨大プラットフォームによって情報(ビッグデータ)が集約・管理されていました。しかし、これからのWeb3の時代では、巨大プラットフォームのような管理・運営者が不在で、ユーザー主導の時代に変遷しています。

○ 未来の話ではない、今世界で起きているWeb3を用いた経済活動の例

- ・送金、電子契約書や各種証明書の発行
- ・食品の産地偽装防止
- ・車両の走行距離などの履歴情報管理
- ・健康情報の管理
- ・新しい不動産投資(不動産セキュリティトークン)
- ・ゲームアプリで勝つことにより報酬を得る(Play to earn)



Web3でなくても、Youtubeによる収益化、クラウドファンディング、投げ銭ビジネスなど、現在様々なビジネスが繰り広げられており、会計・税務も複雑です。更にWeb3をはじめとする新しいビジネスモデルは、会計・税務の取り扱いが定まっていない部分もあり、税法が追いついていないのが現状です。弊所では、新しいビジネスの取り組みにも積極的に携わり、お客様と一緒に会計・税務の問題を解決していきたいと考えています。

三和会ゴルフコンペの報告

4月5日(金)・11日(木)の両日、弊所主催のゴルフコンペ(三和会)を飯能ゴルフクラブにて開催致しました。ご多用中にもかかわらず、多くの方々にご参加いただきまして、心より感謝申し上げます。次回は2025年4月に開催を予定しておりますので、是非ご参加お待ちしております。

誠に勝手ながら 8月13日(火)~8月16日(金) 夏期休業いたします。

経営の信条

わたくしたちは納税者の権利をまもり、税制と税務行政の民主化を図り、企業、とりわけ中小企業、零細企業の発展に寄与するため、全力をつくしてがんばります。

税理士法人 税制経営研究所

◆ 四谷事務所
〒160-0008
東京都新宿区四谷三栄町12番5号
ライラック三栄ビル2階
TEL. 03-3359-4731, 4734, 4735, 4737, 4714

◆ 川越事務所
〒350-0053
埼玉県川越市郭町1丁目7番地24
TEL. 049-223-1259

◆ 株式会社 税制経営研究所
公益財団法人 谷山治雄記念財団
〒160-0008
東京都新宿区四谷三栄町4番10号
税研ビル
TEL. 03-3351-7401

税研ネットワークは弊所ホームページにバックナンバーを掲載しております。



あとがき

連日暑い日が続く、夜は蒸し暑く寝苦しい日々が続きますがいかがお過ごしでしょうか。このような日が続くと夏バテしてしまう方もいるでしょう。このような時、手軽にできる夏バテ解消法をご紹介します。親指の付け根の膨らみを片方の親指の腹で痛み持ち良い程度に押しつけてください。押すことで血行が良くなり、疲れている臓器の動きが活性化するため、疲れが取れて夏バテを改善できるそうです。仕事の合間など簡単にできるのでぜひ試してみてください。

(鈴木)

税研ネットワーク

ITMC 税制経営研究所
INSTITUTE OF TAX & MANAGEMENT GROUP

〒160-0008 東京都新宿区四谷三栄町12番5号 ライラック三栄ビル2階
TEL 03-3359-4731 <http://www.zeiken.org/>



山梨県 富士山

複雑な税制は必要ない!

代表社員 荒川 俊之

急激な物価高騰による家計負担を軽減するための一時的な措置として2024年6月から定額減税が実施されました。

2024年度税制改正大綱に盛り込まれたこの減税策は、納税者本人と扶養家族を対象に、一人当たり計4万円の減税が行われます。所得税の減税計算は給与所得者の場合は給与支払者が行いますが、個人事業者本人の減税計算は、予定納税または確定申告で行います。

また、住民税の減税計算は各自治体が行い、2024年度分の住民税決定通知書に反映されるため、これに従い対応します。問題は、減税計算や書類記載など煩雑な手続きにかかる給与支払者や自治体の労力に見合う減税政策であるかどうかです。

所得税や住民税が発生しない、または減税の上限に満たなかった国民に対するの給付金の手続きも未だに公表されていません。(執筆時)この給付金の対象者に個人事業者の専従者も含まれることが国会での野党の追求で決まりました。つまり、個人事業者の専従者(青色申告及び白色申告)とされる配偶者や扶養親族が定額減税の対象外となっていたのです。

インボイス制度の問題もそうですが、様々な運動や議論を経て政府を動かしたことは間違いありません。

さて、同様に6月から各個人に対して1,000円の森林環境税が徴収さ

れています。この森林環境税は、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から創設されました。森林環境税は国税ですが、市町村が個人住民税と併せて徴収します。その後都道府県を経由して、金額が国(交付税及び譲与税配付金特別会計)に入り森林環境譲与税として再び地方自治体に、私有林人工林面積、林業就業数及び人口による客観的な基準で按分されて譲与されるという不思議な税目です。

この森林環境税は、すでに森林環境等の保全を目的として住民税に上乗せされている地方自治体もありましたが、パリ協定の枠組みの下での温室効果ガスの削減、国土の保全、森林の整備、木材の利用促進などを目的とし、その財源を確保するために徴収される税として組み替えられたのです。

これまで東日本大震災の復興特別税として、2014~2023年度までの10年間にわたり年1,000円(市町村住民税500円、道府県住民税500円)が上乗せされていました。しかし、この臨時措置を終了させたために個人の負担は同じであると政府は説明していますが、個人の負担は継続されており、かつて英国でマーガレット・サッチャー元首相を退陣に追い込んだ人頭税に重なるのではないかと危惧しています。果たして日本の宰相は、どのような結末を迎えるのでしょうか?

2024年度 税制改正等のTopics

交際費等の損金不算入制度の見直し

接待飲食費は原則として全額損金不算入です。しかし、「接待飲食費の損金算入の特例」と「中小法人の損金算入の特例」という2つの特例により、損金算入することができます。

		接待飲食費(社内接待飲食費を除く)		左記以外の交際費等
		1人あたり 10,000円以下	1人あたり 10,000円超	取引先等への 贈答・慶弔・謝礼金等
期末資本金の額等が100億円超の法人		損金不算入		
期末資本金の額等が100億円以下の法人(中小法人等を除く)	接待飲食費の損金算入の特例	損金算入		損金不算入
中小法人等※1※2	中小法人の損金算入の特例	50%損金算入		損金不算入
		合計年800万円まで損金算入		

※1 中小法人等とは、期末資本金の額等が1億円以下の法人で、資本金5億円以上の法人の100%子法人等以外の法人
 ※2 中小法人等は、接待飲食費の損金算入の特例か中小法人の損金算入の特例のいずれか選択適用
 (引用: Mykomon 令和6年度税制改正のポイント)

改正時期及び内容

令和6年4月1日以後の支出について、交際費等の範囲から除外される一定の飲食費の金額基準を1人あたり5,000円以下から10,000円以下に引き上げ

想定されること

接待飲食費の上限引き上げにより、企業がより高額な接待が可能となることで、顧客や取引先との関係強化や新規ビジネスの開拓に役立つことが期待されます。一方、飲食店側も売上増収につながります。



Check Point

今回の改正の恩恵を受けるのは主に大法人であり、年間の接待飲食費が800万円に満たない中小・小規模法人への影響は限定的と思われる。

外国人オーナーに対する源泉徴収

歴史的な円安や低金利政策、諸外国と比較すると割安なマンション価額などを背景に、外国の方が投資目的で日本の不動産を購入する動きが活発化しています。

賃貸物件のオーナーが非居住者や外国法人等である場合には、賃借人に源泉徴収義務が生じることがありますが、ほとんど認知されておらず昨今問題となっています。

1. 賃貸人の要件

個人オーナーについては「非居住者」である場合に源泉徴収が必要です。「居住者」が日本国内に住所を有する等の条件に該当する方を指すのに対し、「非居住者」とはそれ以外の方をいいます。したがって、海外在住の外国人のほか、日本人であっても海外在住であれば該当することになります。

2. 賃借人の要件

源泉徴収が必要かどうかは賃借の用途によります。個人が自分や親族の居住用として借りる場合には、源泉徴収義務は発生しません。よって、オフィスや店舗、従業員用の社宅といった用途で借りる場合に源泉徴収が必要となります。なお、法人が借りる場合には用途は問いませんので、必ず源泉徴収が必要です。

3. 納税の方法

①家賃の支払いと源泉徴収

家賃全額を支払うのではなく、税率20.42%で計算した所得税等を差し引いた金額で支払います。

例えば、家賃月30万円の場合には、30万円×20.42%=61,260円(源泉徴収税額)を差し引き、238,740円を支払うことになります。

②源泉徴収税額の納付

家賃を支払った月の翌月10日までに、①の源泉徴収税額を所轄税務署へ納付します。



Check Point

不動産仲介業者は税法について説明する義務がないため、源泉徴収義務を教えてもらえない可能性があります。未納が発覚すると不納付加算税等が課される上、外国人オーナーが源泉徴収税額分の返金に応じてくれるとも限りません。今一度賃貸借契約書をご確認いただき、ご不明な点は税制経営研究所担当者へお問い合わせください。

賃上げ促進税制の改正

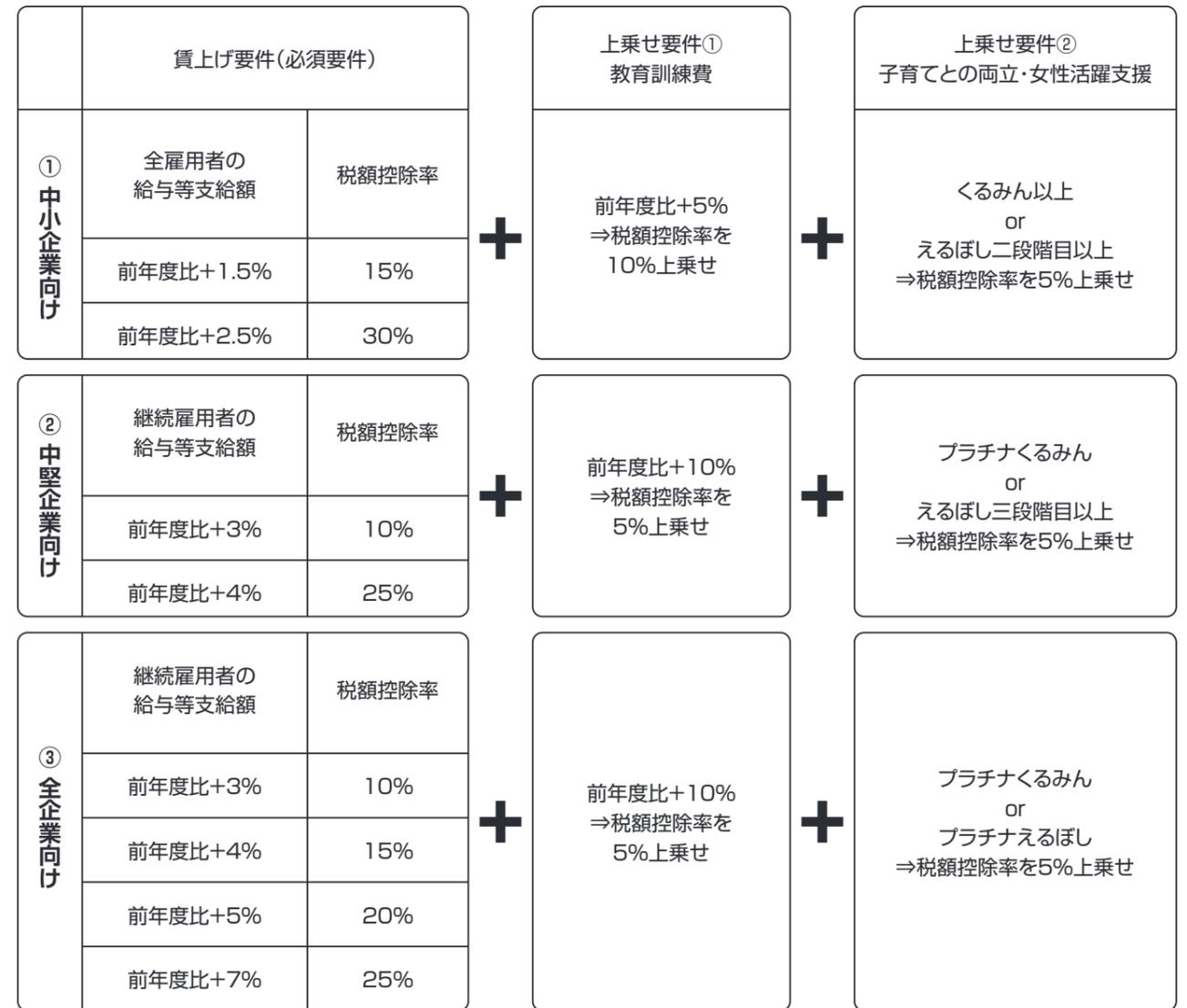
賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和し、物価上昇を十分に超える持続的な賃上げが行われる経済の実現を目指す観点から、今までの人材確保等促進税制、所得拡大促進税制が見直されました。

- ① 中小企業向け: 青色申告書を提出する中小企業者等(資本金1億円以下の法人)又は従業員数1,000人以下の個人事業主
- ② 中堅企業向け: 青色申告書を提出する従業員数2,000人以下の企業又は個人事業主(*1)
- ③ 全企業向け : 青色申告書を提出する全企業又は個人事業主(*2)

■ 適用期間: 2024年4月1日から2027年3月31日までの間に開始する各事業年度

■ 中小企業においては、全雇用者の給与等支給増加額の最大45%が税額控除可能(*3)

■ 中小企業は、賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額の5年間の繰越しが可能(*4)



*1 資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上の企業は、マルチステークホルダー方針の公表及びその旨の届出が必要。

*2 「資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上」若しくは「従業員数2,000人超」のいずれかに当てはまる企業又は従業員数2,000人超の個人事業主は、マルチステークホルダー方針の公表及びその旨の届出が必要。これら以外の企業及び個人事業主は不要。

*3 税額控除の計算は、全雇用者の前事業年度から適用事業年度の給与等支給額の増加額に税額控除率を乗じて計算。控除限度額は法人税額等の20%。

*4 控除しきれなかった額(未控除額)を翌年度以降に繰り越す場合は、未控除額が発生した年度の申告で、「給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書」の提出が必要。また、繰越税額控除をする事業年度において、全雇用者の給与等支給額が前年度より増加している場合に限り適用可能。